

協定説明書

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年 2月14日

2. 協定締結者

九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一
福岡県直方市溝堀1丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 名称

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本基本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等応急対策業務（流出解析等）に関し、これに必要な組織及び災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定期間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災計画」に基づき災害対策本部長、災害対策支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方公共団体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 基本協定における業務実施内容

被災流量等を算定するための流出解析及び水理解析等を実施する。

(6) 本基本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者を選定する。

(7) 本基本協定締結後、異常な自然現象により災害等が発生し、緊急的に流出解析等を実施する場合は、書面又は電話等の方法により業務を要請した後、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

(8) 本基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(9) 本基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

4. 基本協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 また、認定されていない場合は、当該基本協定の締結に参加する資格を有しない。
 なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。
- (3) 協定締結参加確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に、本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による）を有していること。
- (6) 平成19年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、国、県または市町村等が発注した流出解析等の業務実績があること。
 なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 平成25年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
 ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 本基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を早急に対応させることができること。
- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計）
 - ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

5. 評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点			評価		
企業の業務実績等	部門登録	建設コンサルタント業務の登録状況	河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタントの登録あり 【A】	河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタントの登録なし 【C】	
	地域特性の把握	業務依頼対象地域内における本店の有無	福岡県内に本店又は支店等営業所がある 【A】	福岡県内以外の九州地方整備局の管轄区域に本店又は支店等営業所がある 【B】	左記以外 【C】

近隣地域内業務の実績	九州における過去10年間の業務実績（港湾空港関係は除く）	遠賀川河川事務所管内*で九州地方整備局、県、市町村等発注の、流出解析等の業務実績がある 【A】	遠賀川河川事務所管内*以外の九州地方整備局の管轄区域で、九州地方整備局、県、市町村等発注の流出解析等の業務実績がある 【B】	左記以外 【C】	
業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平成25年度以降公告日まで（過去4ヶ年度+当該年度）に完了した業務の平均点（実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】	60点未満 【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術者の配置	技術士 1名以上 【A】	国土交通省登録技術者資格又RCCM 1名以上 【B】	左記に該当しない 【C】	
継続的な営業行に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	九州地方整備局の管轄区域において30年以上の営業実績がある 【A】	九州地方整備局の管轄区域において15年以上の営業実績がある 【B】	九州地方整備局の管轄区域において15年未満の営業実績がある 【-】	

※ 遠賀川河川事務所管内とは、北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町のことを言う。

(2) 評価方法

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、九州地方整備局（港湾空港関係除く）業務成績順（過去4ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 調査課 計画係
 電話：0949-22-1830 FAX：0949-22-2859

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4. に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は本協定を締結できない。

① 提出期間：平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記6. に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に従い別記様式1～3により作成すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

項目	記載要領・留意事項
企業の業務実績等	<p>① 近隣地域内の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度以降公告日までに完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しが進んでいる契約金額が100万円以上の業務実績を（別記様式2）に記載すること。 ・業務実績対象発注機関は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 国、県または市町村等 なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。 ・実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号及び平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。 <p>② 地域特性の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局の管轄区域内の本店又は支店等営業所の所在地を（別記様式3）に記載すること。 <p>③ 継続的な営業に基づく信頼度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局の管轄区域内の本店又は支店等営業所の営業年数を（別記様式3）に記載すること。
技術者の資格	<p>④ 配置予定技術者の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記に定める配置予定技術者の保有資格について、（別記様式3）に記載すること。 ○本基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を早急に対応させることができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：

	計画・調査・設計) ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
--	---

(4) 契約書等の写し

- 1) 上記(3)①の近隣地域内の業務実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「調査設計業務実績情報システム (TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、業務カルテの写しも提出する必要はない。
- 2) 業務実績がTECRISに登録されていない場合、又は、TECRISに登録されている場合でも、上記(3)①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写しを提出すること。
- 3) 上記(3)①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先
上記6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成30年3月12日(月)を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、平成30年3月26日(月)を予定している。

9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

(1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限：平成30年3月16日(金) 17時00分
- ② 提出場所：上記6. に同じ
- ③ 提出方法：FAX 又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。
(不在の場合は、他の職員で可)

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成30年3月23日(金)までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 協定説明書に対する質問

(1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成30年2月14日（水）から平成30年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記6. に同じ
- ③ 提出方法：FAX 又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限り、提出期間までに必着のこと）により提出する。

(注)：FAX で提出した場合は、FAX 送信後、6. へ電話で確認すること。
(不在の場合は、他の職員で可)

(2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して書面にて電送で回答する。その他、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間：回答の翌日から申請書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 閲覧場所：上記6. に同じ

11. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。